



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.210 2019年11月27日

ミャンマーの新商標法について

ミャンマーにおいて2019年01月30日付大統領署名により施行及び実際の運用が待たれていた新商標法について、正式な当局からの公表はまだなされておきませんが、現在までに判明している情報は以下の通りです。

新商標法は“Soft Opening”期間と“Grand Opening”期間に分かれます。前者は旧法下の登記制度（以後、旧法）により権利を有している権利者についてのみ出願を認める期間であり、その開始は2019年12月20日とも2020年01月01日ともいわれています。約4ヵ月から6ヵ月の“Soft Opening”期間の後、新規の出願を認める“Grand Opening”期間が開始されます。

必要書類は、①出願人名称及び住所、②商標見本、③商品役務の内容、④領事認証済委任状（変更がない場合援用可）、⑤旧法で登記した所有宣言書の写し、⑥ミャンマーにおいて既に使用されている場合使用開始日と使用証拠です。

“Soft Opening”期間に新出願をする場合、商標の内容や権利者情報は旧法下で登記した内容と完全一致している必要があります。そのため、同期間に出願をご希望の場合で、新社名や住所変更を登記していない場合は旧法下での対応が必要となります。

なお、“Soft Opening”期間に間に合わせるために、同期間開始前に旧法での登記を推奨する現地代理人もおりますが、商標の登記完了まで数ヵ月要するために間に合うか確認が必要です。

新商標法は先願主義のもと審査がなされますが、旧法下での使用もいわゆる先使用权に基づく権利を主張できる可能性がありますので、使用開始日などを確認しておくことをお勧めします。

当局より費用や具体的なスケジュール等公式なアナウンスがあり次第再度ご案内いたします。

（出典：TILLEKE&GIBBINS, mirandah, U KYI WIN ASSOCIATES, DONALDSON&BURKINSHAW）